

「完全週休2日制・週休2日制工事実施要領」について（新旧対照表）

新	旧	改正内容
<p>完全週休2日制・週休2日制工事実施要領</p> <p>…</p> <p>…</p> <p>(形式)</p> <p>第3条 形式は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 完全週休2日制工事</p> <p>…</p> <p>(2) 週休2日制工事</p> <p>週休2日制工事は、次の対象期間において、休日取得率が 28.5% (4週8休) 以上の休工を実施する(別紙1参照)。なお、受注者は1ヶ月単位で28.5%(4週8休)以上の日数の休工が達成できるように努めるものとする。</p> <p>ア 対象期間</p> <p>第3条(1)アに同じ。</p> <p>イ 休工日の設定</p> <p>休工の曜日及び理由にかかわらず休工と認める。また、毎週土曜日を休工とするように努めるものとする。</p> <p>(対象工事)</p> <p>第4条 愛知県企業庁の発注工事で、令和5年10月1日以降に契約する全ての工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く。</p> <p>…</p> <p>(工事成績評価)</p> <p>第6条 工事成績評価は、次のとおりとする (別紙1参照)。</p> <p>(1) 完全週休2日制工事</p>	<p>完全週休2日制・週休2日制工事実施要領</p> <p>…</p> <p>…</p> <p>(形式)</p> <p>第3条 形式は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 完全週休2日制工事</p> <p>…</p> <p>(2) 週休2日制工事</p> <p>週休2日制工事は、次の対象期間において、休日取得率が 28.5% (4週8休) 以上の休工を実施する(別紙1参照)。なお、受注者は1ヶ月単位で28.5%(4週8休)以上の日数の休工が達成できるように努めるものとする。</p> <p>ア 対象期間</p> <p>第3条(1)アに同じ。</p> <p>イ 休工日の設定</p> <p>休工の曜日及び理由にかかわらず休工と認める。また、毎月第2週・第4週は土曜日を休工とするように努めるものとする。</p> <p>(対象工事)</p> <p>第4条 愛知県企業庁の発注工事で、令和5年4月1日以降に契約する全ての工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く。</p> <p>…</p> <p>(工事成績評価)</p> <p>第6条 工事成績評価は、次のとおりとする (別紙1参照)。</p> <p>(1) 完全週休2日制工事</p>	<p>まんなかホリデーが全ての土曜日に拡大されたことにあわせ修正</p>

<p>完全週休2日制工事は、完全週休2日取得率が70%以上かつ、休日取得率が28.5%（4週8休）以上の場合、工事成績評定表の「6.社会性等 I.地域への貢献度 7.その他」において評価する。</p> <p>なお、受注者に完全週休2日に取り組む姿勢が明らかに見られなかった場合は、工事成績評定表の「7.法令遵守等 9.その他」において、2点を減ずるものとする。</p> <p>(2) 週休2日制工事</p> <p>週休2日制工事は、休日取得率が28.5%（4週8休）以上の場合、工事成績評定表の「6.社会性等 I.地域への貢献度 7.その他」において評価する。</p> <p>なお、受注者に週休2日に取り組む姿勢が明らかに見られなかった場合は、工事成績評定表の「7.法令遵守等 9.その他」において、2点を減ずるものとする。</p> <p>...</p>	<p>完全週休2日制工事は、完全週休2日取得率が70%以上かつ、休日取得率が28.5%（4週8休）以上の場合、工事成績評定表の「6.社会性等 I.地域への貢献度等 7.その他」において評価する。</p> <p>なお、受注者に完全週休2日に取り組む姿勢が明らかに見られなかった場合は、工事成績評定表の「7.法令遵守等 9.その他」において、2点を減ずるものとする。</p> <p>(2) 週休2日制工事</p> <p>週休2日制工事は、休日取得率が28.5%（4週8休）以上の場合、工事成績評定表の「6.社会性等 I.地域への貢献等 7.その他」において評価する。</p> <p>なお、受注者に週休2日に取り組む姿勢が明らかに見られなかった場合は、工事成績評定表の「7.法令遵守等 9.その他」において、2点を減ずるものとする。</p> <p>...</p>	
---	--	--